

千葉県特定不妊治療費助成事業の制度改正のお知らせ

千葉県では、高額な医療費を要する特定不妊治療（体外受精、顕微授精）の費用の一部を助成する「千葉県特定不妊治療費助成事業」を実施していますが、**平成26年4月1日以降の申請から、国の制度改正に伴い、下記のとおり年齢に応じて助成回数が変更されます。**

○ 改正内容

平成25年度まで	初年度は年3回まで、2年度目以降は年2回まで 通算5年度、10回まで（年齢制限なし）
平成26年 ～平成27年度 （新制度への移行措置）	① 平成26年度以降に新規に申請される方 ア 39歳以下（※1）：通算6回まで（年間制限なし） ※43歳（※2）になるまで助成を受けられます。 イ 40歳以上（※1）：初年度は年3回まで 2年度目は年2回まで ※27年度末に43歳未満の方は、28年度以降も43歳（※2）になるまで、 27年度までの助成回数も合わせて通算3回まで助成を受けられます。
	② 平成25年度までに助成を受けたことがある方 現行制度（初年度は年3回まで、2年度目以降は年2回まで 通算5年度、10回まで（年齢制限なし）） ※27年度で終了 ※初めて助成を受けた際の治療開始時の年齢が39歳以下の方で、27年度末に通算助成回数が6回未満の場合は、28年度以降も43歳（※2）になるまで27年度までの助成回数も合わせて通算6回まで助成を受けられます。 ※初めて助成を受けた際の治療開始時の年齢が40歳以上の方で、27年度末に通算助成回数が3回未満の場合は、28年度以降も43歳（※2）になるまで27年度までの助成回数も合わせて通算3回まで助成を受けられます。 ※27年度末に43歳以上になった場合は、28年度以降は助成対象外です。
平成28年度から （新制度へ全面移行）	ア 39歳以下（※1）：通算6回まで（年間制限なし） イ 40歳～42歳（※1）：通算3回まで（年間制限なし） ※43歳（※2）になるまで助成を受けられます。 ウ 43歳以上（※1）：助成対象外

（※1）初めて助成を受ける際の治療開始時の年齢 （※2）助成を受ける際の治療開始時の年齢

【お問い合わせ先】

○千葉県健康福祉部児童家庭課母子保健班 TEL：043-223-2332

○お住まいの住所地を所管する各健康福祉センター（保健所）